

2025ビジョン「やるべき事業」の意義

かいちょう もり まさはる
会長 森 正晴

みなさんは、日本が受け入れている国際条約の「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」を知っていますか。

「国際人権規約」は人権の国際的保障を目的とした多国間条約で、1948年に採択された「世界人権宣言」の理念を法的拘束力のある形で条約化したものです。労働、教育、社会保障、文化的生活などの権利を保障する規約（社会権規約）と表現の自由、生命の尊重、裁判の公正、政治参加などを保障する規約（自由権規約）があります。



「人種差別撤廃条約」は、人種差別を根絶することを目的とした国際的な人権条約で、日本は1995年に受け入れています。そして日本では、人種差別撤廃を目的とした3つの法律があります。

- ① 障害者差別解消法 ②ヘイトスピーチ解消法 ③部落差別解消法



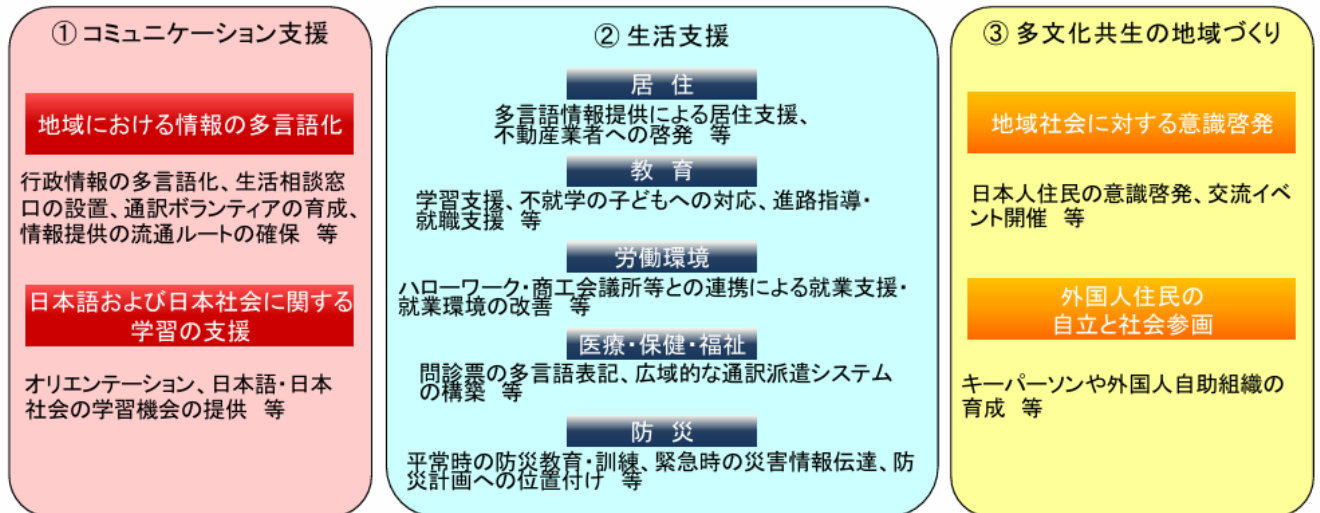
ところで、日野市国際交流協会2025ビジョンの「やるべき事業」の大項目である①多文化共生地域づくり、②コミュニケーション支援、③生活自立支援は、それぞれ3つの部で活動していますが、その「やるべき事業」は、2006年に総務省が都道府県に通達した「地域における多文化共生推進プランについて」の内容を基礎にして作られています。次の図のA:日野市国際交流協会の2025ビジョン「やるべき事業」とB:総務省の「地域における多文化共生推進プランの施策」を比べると、事業の3つの大項目が等しく、その中の事業内容の大部分が似ていることがわかります。

す ひ の し こくさいこうりゅうきょうかい
図A: 日野市国際交流協会の2025ビジョン「やるべき事業」



す そうむしょう ちいき たぶんかきょうせいすいしん しさく
図B: 総務省の「地域における多文化共生推進プラン」の施策

2. 地方自治体の指針・計画において記述すべき施策



また、総務省の通達において、「地域における多文化共生推進プラン」を実施するための意義がいくつか示されていますが、その1つが「外国人住民の人権保障」であり、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」の理念に合致した活動を行うということになります。

外国人住民の人権保障の根底にある「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」の理念

- すべての人間が生まれながらにして尊厳と権利を持ち、平等にそれを享受すべきである
- 人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励する

以上のように、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を基にして作られた日野市国際交流協会の2025ビジョン「やるべき事業」は、「外国人住民の人権保障」という意義を担って作られた多文化共生施策の地域活動なのです。